



No. 5(2015年10月)

学長選考会議はオープンであるべきだ！

埼玉大学学長選考会議は今年度、二度開かれました。そこではきわめて重要な案件が審議されているにもかかわらず、ほとんどの教職員には知らされずにいます。議事録は大学 HP にアップされていないようですし、会議記録には「議事録では公表しない」とした部分（おもに具体的な議論内容）がたくさんあります。こうした秘密主義的な傾向は、本学の健全かつ有効な学長選考を妨げるものと考えられます。

今、学長選考会議で審議されている「きわめて重要な案件」の一つは学長の任期です。現行は「4年+2年で二期まで」という仕組みですが、これを「6年一期」に替えようというものです。しかし、国立大学で学長に与えられている大きな権限からすると、6年一期はあまりに長いとわれわれは考えます。少なくとも学長選考会議だけで審議すべきことではありません。

現に、山口現学長も、上井前学長の第一期が終る際に「スピード感」を掲げて、学長選に立候補し、接戦を演じたではありませんか。学長任期を一律に6年と決めることは、学長の4年目に埼玉大学において学長継続の是非が問われてきた現実の経過を無視するものといわざるを得ません。選挙をすることで本学の進むべき道について学内外の議論が高まるというメリットを今になって否定するのでしょうか？「中期計画が6年だから学長の任期も合わせた方がうまく回る」という議論で6年任期案の提示がなされているようですが、大学の外的環境が、中期計画期間に合わせて動く訳ではありません。常に変化しつつある今日の社会状況において、6年任期で現実に対応することは考えられません。

また、近年の文科省や学長選考会議は学長選考における学内投票（意向聴取）を疎んじる傾向があらわですが、学内投票は重要なステップです。本学が進むべき道について教職員の一人ひとりが考え、議論するきっかけになるからです。現在、職員は係長以上にしか投票権が認められていませんが、この範囲を広げようという議論こそすべきであり、「できる」規定をよいことに学内投票をやらずに済ませようという態度は、学内のアパシー（無気力）をあおるものです。

最後に、各部局の付託を受けて学長選考会議に出席する学内委員の方々が、このきわめて重要な案件に関して、本学の知的・精神的伝統を重んじて発言していただくことを切に願うものです。

＜お知らせ＞ 休職中の組合員の方は、組合費が半額になります！

何らかの理由で休職中であり、給与の減額措置を受けている組合員の方は、組合費を半額にする取扱いになりました。組合費半額の取扱いをご希望の方は、各部局で休職の証明書類の交付を受け、組合事務所までご提出ください。

《寄稿》安全保障関連法案の学習会に参加して

今年の夏は、デモの夏であり、多くの市民が国会前や全国各地の街頭に躍り出た夏でした。学生の会やママの会にスポットが当てられましたが、それは言わば多くの一般市民が自らの判断で活動したという、この夏の市民運動を象徴するものであったからでしょう。こうした多くの市民の動きに繋がったのは、安全保障関連法案の問題が単なる一つの政策的課題にとどまらず、日本国憲法が採用する立憲民主主義のあるべき姿が問われたからに他なりません。民主主義とは。立憲主義とは。これを多くの市民が考えていました。だからこそ、そうした市民の動きに突き動かされるように、全国各地で安保関連法案へ問題を提起する「大学人の会」が結成されました。埼玉でも大学人の会が学習会を主催するなどの活動をしていました。今回はその学習会の様子を紹介します。

学習会は、本年9月3日に埼玉大学で「緊急学習会：検証・安保関連法案—憲法学から考える」と題して実施され、30名ほどの参加者がありました。講師には石川裕一郎氏（聖学院大学教授）が立ち、コメンテーターとして中川律氏（埼玉大学准教授）が登壇しました。石川氏の講演では、安保関連法案に関する運動がきわめて大きなものになっていることの政治的・社会的背景に触れたうえで、主に集団的自衛権の行使を可能にする法案の問題点を憲法学の視点からわかりやすく解説されました。特に問題にされていたのは、政府による憲法解釈の変更を正当化する論理の不備で、それが立憲主義を危うくする点でした。続く、中川氏のコメントでは、法案が集団的自衛権の問題以外にも多くの問題点を抱えていることに触れ、自衛隊の海外での活動の範囲が従来よりも格段に広がり、そうした活動の結果、平和の維持どころか、かえって武力行使を誘発する可能性が高いことが指摘されました。質疑応答の場面では、日本の民主主義や立憲主義のあり方に関するものがやはり多く、参加者との充実した議論がなされていました。

私も大学人として果たすべき社会的責任とは何かを深く考えさせられる機会となりました。大学人がそれぞれ自らの社会的責任と考えるところは異なるでしょう。しかし、市民との繋がりのなかで果たしうる大学人の役割を考え続けることを放棄することもまたできないと感じます。

＜情報提供のお願い＞ 人事考課の現状やそれへのご意見をお寄せください

現在、埼玉大学では、「埼玉大学事務職員等人事考課取扱」に基づき、職員に関しては、自己評価とそれへの考課者（各部署の事務局長、部課長など）による評価が人事考課シートを用いて行われています。また、上記「取扱」には、人事考課に際して、定期に面談を行い、評価に関するフィードバックや確認・合意、環境認識・課題認識の共有の場とすることが明記されています。

人事考課の結果は、勤勉手当や昇給・異動などの処遇にも影響を及ぼす場合があり、適正な実施を必要とするものです。しかし、その運用状況に関しては十分な情報が得られていません。そこで、組合では、まずは人事考課の現状やそれへのご意見をお寄せいただき、現状把握に努めたいと考えております。例えば、定期の面談で評価の説明が十分に納得いく形でなされなかったなどの問題点を指摘する声も聞かれます。どのようなことでも構いませんので、情報提供をお願いいたします。

埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255
TEL/FAX 048-853-5609 内線 3160
E-mail saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp
組合事務室は生協第二食堂内 月火水木 午後12時～夕方5時 開室